

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、2016年に定款や諸規定を制定し、その中に社員総会、理事会協会役員を中心に定款や諸規則に従い、それを遵守することで適切な団体運営及び事業運営に努めている。				(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること					(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること。		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	事業運営に当たり、原則1(1)に挙げた関連法令の他、スポーツ施設等を利用する場合は当該施設の利用規則等を、県や市の所有する施設等を利用する場合は県や市の関係条例や規則等を遵守している。 中央団体との連携を図りながら、法令順守の徹底を図っていく。				(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。		(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	理事会、社員総会における計算書類及び事業報告の承認手続きや、監事による監査等を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。				(1) 理事に外部理事を入れることや女性理事を多くするための方策や候補者について、話し合いを進めている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役職員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者
	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために定款を制定し、各種委員会の規定については、JBAの基準があるものは、それを順守している。 組織運営等に必要な規定は、理事会の決議により、制定・改正を行っている。				(1) 定款や旅費規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 旅費規程 (3) その他各種規程	

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証書類 ※本項に示す書類以外にも、自己説明に対応する証書類の提出が必要	補足
		自己説明	証書類	調査員評価	調査員コメント			
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	社員の多様性を図るよう努めていく。				(1) 評議員・社員の多様性の必要性の理解に努め、その達成に向けた具体的な方策を講じる。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	現在、社員6名（会長1名、副会長5名）と27名の理事（専務理事1名、常務理事1名、各委員会4名、県内5地区10名、各部・各連盟10名、トップリーグ1名）と2名の監事で実効性は確保されている。				(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	法人化に伴い、役員選任規程で会長・副会長は就任時75歳、理事は就任時70歳を超えないものとしているが、再任については妨げないとしており、再任回数については定めていない。				(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限について、検討していく。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	理事及び監事は、社員総会の決議によって選任され、会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から定められている。現在、理事に有識者を配置できるよう検討している。				(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選考委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選考委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	2020年度では、女性理事は1名であり、今後、各委員会、各地区、各部・各連盟に、女性の割合を高める働きかけをしていく。				(1) 女性理事を増員するために、具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	協会の基本方針は特に定めていない。今後、基本方針を策定し、HP等へ開示していきけるよう検討していきたい。				(1) 目標策定のため、会長や副会長、各理事から幅広く意見を求めていく。	(1) 中期目標	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	県協会の事務局は、常勤役員1名であり、常勤職員の人材発掘を進めている。新陳代謝を図るため30～40歳代の人材とともに定年退職者の活用を図るために情報収集に努めている。 ボランティア人材の発掘・育成については、特にU12部会、社会人連盟において進めている。U15部会は、今後のクラブ化に伴い進めていくための方策を講じていく。				(1) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っていく。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	財務会計規則に基づき、適正な会計処理を行っている。会計処理の内容については、事務局の会計責任者（事務局長）を定め、税理士事務所の担当者がチェックする体制を整えている。また、年次で監事2名による監査を受けている。 財務運用に関して、予算編成会議を専務理事及び常務理事、各委員長と行い、理事会において決議されている。				(1) 財務の健全性確保に関し、税理士等の意見を聞いている。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類以外にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則3】 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	コンプライアンスについては、理事会等で法人化されたことによってコンプライアンスが強く求められていることは周知しているが、特に研修は実施していない。次年度はコンプライアンス研修等の機会を設け意識の向上を図りたい。				(1) 役員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施していく。	(1) 役員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	指導者に対しては、指導者講習会、大会代表者会議時に、コンプライアンスの研修も実施しているが、競技者向けの教育機会がなく、指導者にゆだねている状況である。競技者に対するコンプライアンス違反事案の共有の場を設けるなどを検討していきたい。				(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施していく。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	審判講習会時に、コンプライアンスの研修も実施している。 コンプライアンスに係る事例は、メール等で共有しているが、研修と言える状況までには至っていない。				(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施していく。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	
【原則4】 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務会計規則を定め、これを遵守している。 業務委託している税理士事務所と連携し、適正な会計処理をおこなっている。年に1回監事による監査を実施している。				(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考えられる理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(公財)福島県スポーツ協会の補助を受けており、県の定める基準を遵守し適正に会計処理を行っている。 JBAのD-fundに関して、ガイドラインの遵守に努めることと、毎年委員長会等で規定を見直し、周知している。				(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則5】法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、事業計画書、役員名簿等を、当協会ホームページに掲載し、公開しているが、事業報告書、収支予算書は掲載していないが、掲載する方向で検討していく。				(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	年度ごとの事業報告書の他、各イベントの実施報告等を当協会ホームページで積極的に公開しているが、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報は、当協会ホームページ上では、まだ公開していないが、早急に公開する。				(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、役員名簿、社員名簿は、作成しHP上で公開している。				(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
【原則6】高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	県内を5地区に分かれており、それぞれの地区協会の総会において県協会の方針に基づき報告・報告が行われ、共通理解のもと運営されている。				(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。	(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応することが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☒